C　両当事国政府は、次のデータ又は情報が広報の対象とはならないこと及び他方の当事国政府の事前の書面による許可なしに一方の当事国政府によるいかなる公表又は発表にも含まれないことを認識する。

1　第八条（物品及び技術データの移転）の規定に従い当該他方の当事国政府から提供されたデータであって、輸出管理の対象となるもの又は財産的価値を有するものとして表示を付されたもの

2　当該他方の当事国政府又はその貢献者による発明に関する情報であって、特許若しくはこれと類似の形態の保護（いずれの国におけるものであるかを問わない。）の出願が行われる前のもの又は当該出願を行わないとの判断が行われる前のもの

3　両当事国政府が開示し、又は公開しないと明示的に合意するその他の特定の情報

**第十一条**　データの共有

両当事国政府は、実施取決めの下で作成されたデータ管理計画において詳細に定めるところにより、枠組協定に基づく共同活動によって得られる全ての科学的なデータについて当該科学的なデータが公に利用可能となった場合には速やかに共有することに合意する。

**第十二条**　責任に関する相互放棄

A　両当事国政府は、枠組協定に基づく共同活動について、平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における両当事国政府間の協力を促進するため、責任に関する相互放棄を確立することに合意する。この目的を達成するため、この条に規定する責任に関する相互放棄は、広く解釈するものとする。この条において「当事国政府」には、当該当事国政府の実施機関を含む。

B　この条の規定の適用上、

1　「損害」とは、次のものをいう。

a　自然人の身体の傷害その他の健康の障害又は死亡

b　財産の損傷若しくは滅失又はその利用価値の喪失

c　収入又は収益の喪失

d　その他の直接的、間接的又は二次的な損害

2　「保護される宇宙作業」とは、実施取決めの実施において行われる全ての活動をいい、少なくとも次の活動を含む。

a　輸送機、搭載物、機器又はこれらに関連する支援のための装置、設備若しくは役務に係る研究、設計、開発、試験、製造、組立て、統合、運用又は利用

b　地上支援、試験、訓練、模擬実験、誘導制御装置又はこれらに関連する設備若しくは役務に係る全ての活動

「保護される宇宙作業」には、宇宙から帰還した後に地上で行われる活動であって、関連する実施取決めの実施において行われる活動以外の活動における使用を目的として生産物又は作業方法を更に開発するために行われるものを含まない。

C1　各当事国政府は、責任に関する相互放棄に同意し、これによって、保護される宇宙作業から生ずる損害についての請求であって、次のaからcまでの者に対するものを全て放棄する。この責任に関する相互放棄は、損害を引き起こした者又は財産が保護される宇宙作業に関係しており、かつ、損害を受けた者又は財産が保護される宇宙作業に関係していたために当該損害を受けた場合に限り、適用する。この責任に関する相互放棄は、次のaからcまでの者に対する損害についての請求（その法的基礎がいかなるものであるかを問わない。）について適用する。

a　他方の当事国政府

b　他方の当事国政府の関係者

c　a又はbに掲げる者の被雇用者

2　各当事国政府は、また、自己の実施機関がその関係者に対し、契約その他の方法により次のことに同意するよう要求することにより、1に規定する責任に関する相互放棄を当該関係者に及ぼすことを確保する。

a　1aからcまでに掲げる者に対する全ての請求を放棄すること。

b　当該実施機関の他の関係者に対し、1aからcまでに掲げる者に対する全ての請求を放棄するよう要求すること。

3　この責任に関する相互放棄は、損害を引き起こした者又は財産が保護される宇宙作業に関係しており、かつ、損害を受けた者又は財産が保護される宇宙作業に関係していたために当該損害を受けた場合において、責任条約の規定に基づいて生ずる請求についても、適用する。

4　この責任に関する相互放棄は、この条の他の規定にかかわらず、次の請求については、適用しない。

a　一方の当事国政府とその関係者との間又は一方の当事国政府の関係者の間の請求

b　自然人の身体の傷害その他の健康の障害又は死亡について当該自然人又はその遺産管理人、遺族若しくは代位権者（代位権者が当事国政府である場合又はこの責任に関する相互放棄の条件を受け入れる場合を除く。）によって行われる請求

c　悪意によって引き起こされた損害についての請求

d　知的財産に係る請求

e　実施機関が責任に関する相互放棄を2の規定に従ってその関係者に及ぼすことができなかったことから生ずる損害についての請求

f　他方の当事国政府が枠組協定に基づく自己の明示の義務を履行することができなかったことから生ずる一方の当事国政府による請求

5　両当事国政府が責任を負う可能性のある第三者による請求の場合には、両当事国政府は、当該請求について負うことのある責任の適切かつ衡平な分担及び当該請求に対する防御について決定するため、速やかに協議する。

6　4bの規定に関し、日本国政府が代位する請求が国家公務員災害補償法に基づかない場合には、日本国政府は、自己の実施機関が1aからcまでに掲げる者に対し当該請求から生ずる債務を第四条（資金に関する措置）Aに規定する各当事国政府が自己の経費を負担するという原則に適合する方法で及び適用される日本国の法令に従って補塡することを確保することにより、当該請求を放棄する義務を履行する。この条のいかなる規定も、日本国政府が当該請求を放棄することを妨げるものではない。

7　この条のいかなる規定も、請求又は訴えの基礎を創設するものと解してはならない。

D　AからCまでの規定にかかわらず、この責任に関する相互放棄は、関連する実施取決めに基づく共同活動の特性を考慮して、両当事国政府の政府間の合意により制限することができる。